ホ　災害に基因するやむを得ない事情により住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに既存住宅用家屋の法第七十条の三第一項第二号に規定する取得ができなかつた場合　次に掲げる書類

イ　(2)を除く。)に定める書類

(2)(1)　災害に基因するやむを得ない事情により住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに当該既存住宅用家屋の取得ができなかつたことを明らかにする書類

(3)　当該既存住宅用家屋の取得をしたときは遅滞なく次に掲げる書類を適用年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類で、当該取得の予定時期及び特定受贈者の居住の用に供する予定時期の記載があるもの

(i)　イ(2)に掲げる書類

(ii)　ハに掲げる場合には、ハ(1)(ii)及び(iii)に掲げる書類

第二十三条の六第九項第三号に次のように加える。

ニ　住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに増改築対象家屋の増改築等をした場合において、当該増改築対象家屋が災害により滅失をしたことにより同日までに特定受贈者の居住の用に供することができなくなつたとき　次に掲げる書類

(2)(1)　市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該増改築等をした増改築対象家屋が災害により滅失をしたことにより住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに特定受贈者の居住の用に供することができなくなつたことを明らかにするもの

ホ　災害に基因するやむを得ない事情により住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに増改築対象家屋の増改築等ができなかつた場合　次に掲げる書類

(1)　イ(1)及び(4)に掲げる書類

(2)(1)　ハ(2)に掲げる書類

(3)(2)　災害に基因するやむを得ない事情により住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに当該増改築対象家屋の増改築等ができなかつたことを明らかにする書類

(4)　当該増改築等をした増改築対象家屋の工事が完了したときは遅滞なくイ(2)及び(3)に掲げる書類を増改築適用年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類で、当該工事の完了予定日及び特定受贈者の居住の用に供する予定時期の記載があるもの

第二十三条の六第十項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　施行令第四十条の五第八項の規定により法第七十条の三第十二項の規定を読み替えて適用する場合における第四項、第五項及び前項の規定の適用については、第四項中「法第七十条の三第十二項に規定する申告書」とあるのは「施行令第四十条の五第八項の規定により読み替えて適用する法第七十条の三第十二項に規定する申告書又は更正請求書」と、「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」と、第五項中「贈与税の申告書」とあるのは「施行令第四十条の五第八項の規定により読み替えて適用する第十二項」と、「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」とする。

第二十三条の八の四第一項中「第百条第一項」を「第百条第一項本文」に改め、同条第二項中「直前」を「直前（その者がその有する山林（立木又は土地をいう。以下この条において同じ。）の全部の経営（法第七十条の六の四第一項に規定する経営をいう。以下この条において同じ。）をその者の推定相続人に委託をしているときは、当該委託をした時の直前）」に、「第百条第一項」を「第百条第一項本文」に改め、同条第五項中「同項の」を「同項に規定する第一次林業経営相続人の」に、「同項に規定する」を「当該」に、「第百条第一項」を「第百条第一項本文」に、「及び第十六項第十号」を「、第十七項第一号及び第二十一項第十号」に改め、同条第六項中「（立木又は土地をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第七項第一号中「第六号」を「第七号」に改め、同項第二号中「第百条第一項」を「第百条第一項本文」に改め、同項第三号ロ中「（法第七十条の六の四第一項に規定する林業経営相続人（法第七十条の六の四第二項第四号に規定する林業経営相続人をいう。以下この条において同じ。）が有する山林の全部の経営の委託を受けている場合には、当該委託をした者）」を加え、同項第五号中「いう。）の下に「以下この号及び」を、「当該山林」の下に「（隣接する小流域内に存する山林（作業路網の整備を行わない山林を除く。）と一体的に施業することができる山林を除く。）」を加え、同条第八項第一号中「第百条第一項」を「第百条第一項本文」に改め、同項第四号中「係る森林法第十七条第一項の規定の適用があつた場合にあつては、当該死亡に係る同条第二項」を「より森林法第十七条第一項の規定の適用を受けた場合にあつては、当該死亡に係る同条第二項」に改め、同項に次の一号を加える。

八　当該個人が有する山林の全部の経営の委託を受けている場合にあつては、森林法施行規則第九十九条第二号に掲げる要件に該当することについて当該委託を受けた日から当該被相続人の相続の開始の直前まで引き続いて同令第百条第一項本文の農林水産大臣の確認を受けてきた者であること。

第二十三条の八の四第九項第一号中「十年を経過する日の」を「十年（同号の規定の適用に係る震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により特定森林経営計画に従つて山林の経営の規模の拡大を行うことが困難となつた場合にあつては、十五年。次号において同じ。）を経過する日の」に改め、同条第十四項第三号中「（法第七十条の六の四第二項第四号に規定する林業経営相続人をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同項第五号イ中「委託した」を「委託（法第七十条の六の四第六項に規定する経営委託（以下この条において「経営委託」という。）をいう。）をした」に改め、同項第十号中「以下」を「第十九項第一号を除き、以下」に改め、同条第二十六項中「第七十条の六の四第十九項に」を「第七十条の六の四第二十一項に」に改め、同項第二号中「同項に規定する」を削り、同項第四号中「第七十条の六の四第十九項」を「第七十条の六の四第二十一項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十五項中「第七十条の六の四第十八項に」を「第七十条の六の四第二十項に」に改め、同項第一号中「特例山林」の下に「（当該林業経営相続人が法第七十条の六の四第六項の規定の適用を受けた者である場合には、当該林業経営相続人、同項の規定の適用に係る経営受託者又は経営委託山林）」を加え、「法第七十条の六の四第十八項」を「同条第二十項」に改め、同項第三号中「第七十条の六の四第十八項」を「第七十条の六の四第二十項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十四項中「第七十条の六の四第十七項」を「第七十条の六の四第十五項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十三項中「第四十条の七の四第二十三項」を「第四十条の七の四第二十四項」に改め、同項第一号中「前日」の下に「（当該林業経営相続人が法第七十条の六の四第六項の規定の適用を受けた者である場合には、同項の規定の適用に係る経営委託をした日の前日。次号において同じ。）」を加え、同項第二号中「ついて」を「ついて当該林業経営相続人が」に、「第百条第一項」を「第百条第一項本文」に改め、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　林業経営相続人が法第七十条の六の四第六項の規定の適用を受けた者である場合には、市町村長の証明書で、同項の規定の適用に係る経営委託をした日から当該林業経営相続人の死亡の日の前日までの間継続して同項の規定の適用に係る経営受託者によつて特定森林経営計画に従つて適正かつ確実に経営が行われてきたことを証するもの

四　林業経営相続人が法第七十条の六の四第六項の規定の適用を受けた者である場合には、農林水産大臣の証明書で、同項の規定の適用に係る経営委託をした日から当該林業経営相続人の死亡の日の前日まで森林法施行規則第九十九条第二号に掲げる要件に該当することについて同項の規定の適用に係る経営受託者が引き続いて同令第百条第一項本文の農林水産大臣の確認を受けてきたことを証するもの

第二十三条の八の四第二十三項を同条第二十八項とし、同条第二十二項中「第四十条の七の四第十九項」を「第四十条の七の四第二十三項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十一項中「第四十条の七の四第五号」を「第四十条の七の四第二十一項第六号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十項中「第四十条の七の四第十七項」を「第四十条の七の四第二十四項」に、「特例山林」を「特例山林（林業経営相続人が法第七十条の六の四第六項の規定の適用を受けた者である場合には、同項の規定の適用に係る経営委託山林）」に、「同項」を「施行令第四十条の七の四第二十一項」に改め、「（法第七十条の六の四第二項第七号に規定する経営報告基準日をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同項第二号中「第百条第一項」を「第百条第一項本文」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同項の前に次の一項を加える。

24　法第七十条の六の四第十項第三号に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　次号に掲げる場合以外の場合　次に掲げる書類

イ　森林法第十七条第二項の届出書の写し

ロ　森林法施行規則第九十九条第一号に掲げる要件に該当することについての同令第百条第一項本文の農林水産大臣の確認（同条第二項第二号に掲げる場合に該当するものに限る。）に係る同条第六項の確認書